

令和4年度第2回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時

令和4年9月1日(木) 午後6時30分から午後7時31分まで

2 場 所

役場3階AB会議室

3 出席者

宮本委員、渡邊委員、村松委員、塩塚委員、斉藤委員、古田委員、横山委員
(欠席者 赤坂委員、越智委員)

※ 規則第4条第3号の規定により、条例第2条各号(被保険者、保険医、公益代表)に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～寺田住民生活部長、本間住民課長、国保医療係：佐々木(哲)、笹川、野口、
佐々木(駿)

4 委嘱状交付

会議に先立ち、飯田町長より各委員への委嘱状の交付を行う(宮本委員より時計廻りに、渡邊委員、村松委員、塩塚委員、斉藤委員、古田委員、横山委員へ交付)。

5 飯田町長より挨拶

皆さん、改めましてこんばんは。夜分にも関わらず、本協議会へ出席いただき、誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、今回、委員の改選期でありましたけれども、快く委員をお引き受けいただきましたことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が十勝で感染拡大をしている状況であります。もう2年7か月、8か月になりますけれども、この間、本町における感染者数の累計につきましては、3,353人となっており、昨年の12月末までの感染者数が171人でありましたことから、年明けからの感染者が多くなっている状況にあります。

この新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、国民健康保険において、傷病手当金制度が創設されました。制度創設から2年間、申請はありませんでしたが、本年度に入ってから、既に3人より申請があったことから、制度の周知が足りなかったという部分があるかもしれませんけれども、被保険者の生活が苦しくなっていることを表しているという感じがしております。

今の生活の苦しさというのは、新型コロナウイルス感染症の影響というよりは、私は物価高騰によるものであると思っております。町といたしましても6月の議会において、スーパープレミアム商品券の発行をさせていただきました。さらに、現在開会中でありまして、二つの事業について予算を計上して事業を進めようとしております。

まずは、道の補助事業を活用いたしまして、高齢者あるいは障がい者に対する支援金、一世帯当たり1万2,000円と少額ではありますけれども、支給をさせていただくというのが一つであります。

もう一つは、この物価高騰の影響というのが、低所得者、とりわけ子育て世帯に大きな影響をもたらしているだろうということから、住民税均等割非課税の世帯に属する子供一人につき5万円の給付をさせていただくということにしております。物価高騰対策の第二弾を今

回予算化させていただいた訳であります。

町財政も非常に苦しく、国からの財政支援でこういった事業・施策をやらせていただいている訳でありまして、今後、国の方で予備費を活用して、一兆円を地方へ配分するといった話も出ておりますので、これを活用いたしまして、多く方、特に生活に困っている方を中心に支援ができればと考えております。

国民健康保険運営協議会については、国民健康保険の財政が非常に苦しいため、健全な財政運営を心掛けなければならない訳でありまして、今後、北海道が予定している保険料率の統一化というところへ向かって、なだらかに被保険者の皆さんに負担をいただくということを一番の念頭に置きまして、運営をさせていただきたいと思っております。

どうか皆さんにおかれましては、忌憚のないご意見を賜り、この国民健康保険の運営が円滑に進みますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

6 会 議

① 開会

(本間課長)

それでは、会議に入りたいと思っております。本日、赤坂委員、越智委員が欠席されていますが、幕別町国民健康保険条例施行規則第4条第3項の規定により、会議が成立していることを報告申し上げます。会長が選任されるまでの間は、飯田町長が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

② 議件等

(1) 議案第1号 幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について

(飯田町長)

それでは、「議案第1号 幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について」を議題といたします。事務局から説明してください。

(佐々木係長)

それでは、議案第1号「幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について」ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。こちらの資料は、国民健康保険運営協議会の「設置の趣旨及び性格」、「組織及び委員の性格等」、さらには関係する法律等を抜粋して記載した資料になります。

はじめに、国民健康保険運営協議会の「設置の趣旨及び性格」についてであります。国民健康保険法第11条第2項において、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置くことと規定されており、市町村長の附属機関となるものであります。

次に、「組織及び委員の性格等」についてであります。協議会の委員につきましては、国民健康保険法施行令第3条第3項の規定により、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織することと規定されており、委員の定数につきましては、幕別町国民健康保険条例第2条の2により、それぞれの区分に3名ずつ、合計9名で組織することとしております。

また、国民健康保険法施行令第4条において、委員の任期は3年とし、第5条には、協議会に、会長1名を置くこととされ、公益を代表する委員のうちから選挙することと規定され

ているところであります。

これらを踏まえまして、資料2をご覧ください。こちらは、幕別町国民健康保険運営協議会の委員名簿となりますが、公益を代表する委員といたしましては、斉藤委員、古田委員、横山委員の3名であります。このことから、幕別町国民健康保険運営協議会の会長1名につきましては、この3名の中から選任いただくこととなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(飯田町長)

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会長は、公益代表委員から選挙することとなりますが、会長の選任につきまして、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

(宮本委員)

推薦が良いと思います

(飯田町長)

ただ今、宮本委員から推薦とのご提案がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(飯田町長)

それでは、どなたがよろしいでしょうか。

(宮本委員)

斉藤委員を推薦します。

(飯田町長)

斉藤委員という推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(飯田町長)

それでは、会長は斉藤委員とすることで、決定いたします。会長が選任されましたので、以降の議事進行は、斉藤会長にお願いいたします。

(本間課長)

飯田町長におかれましては、所要のため、これを持ちまして退席となります。

(飯田町長退席)

(斉藤会長)

皆さん、改めましてこんばんは。寿町に在住しております斉藤博でございます。もう11年になりますけれども、幕別中学校を退職いたしまして、寿町でお世話になっております。この3年、町長のお話にもありましたけれども新型コロナウイルス感染症の大流行で大変な

状況が続いております。今日の新聞を見ましたら8月の十勝の新規罹患者数が約1万6,500人を超えているという大変な状況になっております。

この国民健康保険運営協議会ですけれども、先ほど町長から説明がありましたとおり、国民健康保険運営の重要事項について、町長の諮問を受けて審議する大切な機関であります。委員の皆さんと力を合わせて役目を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、改選後、初めての会議となりますので、各委員から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、宮本委員から順番にお願いしたいと思います。

(各委員自己紹介)

(2) 議案第2号 幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について
(斉藤会長)

それでは早速ではありますが、「議案第2号 幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

議案第2号「幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について」ご説明させていただきます。資料1の2ページ下段の国民健康保険法施行令第5条第2項をご覧ください。

会長職務代理者の選任にあたりましては、会長に事故があるときは、前項の規定、いわゆる会長の選任に準じて、公益を代表する委員のうちから1名を選任することとなります。

このことから、公益を代表する委員のうち、先ほど決定いたしました斉藤会長を除く古田委員、横山委員の2名から選任していただくこととなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。会長職務代理者は、公益代表委員から選任することとなりますが、会長職務代理者の選任につきまして、どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

(古田委員)

会長指名が良いと思います。

(斉藤会長)

ただ今、古田委員より会長指名との提案がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(斉藤会長)

それでは、委員として経験が豊富でいらっしゃる横山委員にお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(斉藤会長)

それでは、会長職務代理者は横山委員に決定いたします。
横山委員、よろしく願いいたします。

③ 会議録署名委員の指定

(斉藤会長)

次に、会議録署名委員の指定であります。事務局から説明してください。

(本間課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしております。今回は、宮本委員と渡邊委員をお願いしたいと思います。

(斉藤会長)

それでは、宮本委員と渡邊委員をお願いします。

④ 議件等

(1) 報告第1号 令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算の概要について

(斉藤会長)

それでは、「報告第1号 令和3年度幕別町国民健康保険特別会計決算の概要について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

それでは、報告第1号「令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計決算の概要について」ご説明させていただきます。議案書3ページをご覧ください。

はじめに、歳入の決算についてであります。上の表「R3 決算額」の一番下に記載のとおり、総額28億704万6,000円であり、歳出の決算については、議案書4ページになりますが、「R3 決算額」の一番下に記載のとおり、総額27億9,756万9,000円であります。

歳入・歳出における主な増減理由についてであります。3ページ目の歳入の「1 国民健康保険税」につきましても、被保険者数の減及び新型コロナウイルス感染症等の影響による被保険者の所得減などにより、前年度決算額と比較いたしますと、3,820万4,000円の減となりました。

次に、歳入の「7 国庫支出金」の「1 国庫補助金」についてであります。新型コロナウイルス感染症により収入が減少した方等に対する国民健康保険税の減免を行った場合に、その10分の6に相当する額が国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象となるものであります。なお、残りの10分の4に相当する額は特別調整交付金の交付対象となります。令和3年度の減免実績を申し上げますと、15人の方、合計で230万1,200円の減免を決定したところであります。

次に、4ページ、歳出の「2 保険給付費」になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えからの受療行動の回復等により主に療養給付費用が増となり、前年度決算額と比較いたしますと、2,316万円の増となりました。保険給付費に要した費用は、北海道から歳入されることとなりますので、3ページ目の歳入の「2 道支出金」も前年度決算

額と比較いたしますと、1,178万9,000円の増となりました。

なお、歳出面においては、コロナ禍の影響による保健事業費等における支出が減となった一方で、歳入面においては、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が減収となりましたことから、その不足分を国民健康保険基金から繰入れを行ったことにより、結果として、4ページ目の左下の黒枠のとおり歳入歳出の差引額は947万7,000円となりますので、このうち、国費・道費の返還金を除く700万円を国民健康基金へ積立てを行うこととしております。今回の積立てにより、国民健康保険基金の残高は、約2億8,000万円となりますので、令和6年度から実施予定の保険料水準の統一化などを見据え、庁内でも十分協議した上で適切に運用してまいりたいと考えております。

以上で、「令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計決算の概要について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質疑なし)

(2) 報告第2号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について

(斉藤会長)

次に、「報告第2号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について」を議題といたします事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

それでは、報告第2号「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について」ご説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」の第2弾として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に傷病手当金を支給する市区町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を令和2年5月に制定したところであります。

本条例につきましても、国の財政支援の適用時期に合わせ、附則で失効日を規定しているため、国の財政支援の適用時期が延長された際、その都度、条例の改正を行っているところであります。条例改正を行った際、委員の皆さまには文書で情報共有させていただくこととしておりますが、その情報を一元化し、改めて共有をさせていただくものであります。

「1. 制度の概要」及び「2. これまでの条例改正等の経過」は記載のとおりですが、現行条例では条例の失効日を「令和4年9月30日」と規定しており、国から財政支援の適用時期の延長に係る通知が出された際は、第3回町議会定例会へ条例改正の議案を提出することとなりますので、あらかじめご承知願います。なお、本日時点で国から財政支援の適用時期の延長に係る通知は発出されておりませんことを申し添えます。

次に「3. これまでの支給決定状況」であります。令和2年度・3年度と支給実績はありませんでしたが、本年度は8月末現在となりますが、3人、52,903円の支給決定を行ったところあります。

先ほど、町長からの挨拶でも話がありましたが、十勝管内での新型コロナウイルス感染症の感染状況がなかなか終息しない中では、今後も支給件数あるいは相談件数も増えることが予想されることから、今後とも、ホームページや町広報紙を通じて本制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、今後、国の動向を注視しつつ、国の財政支援の適用時期が延長された場合には、委員の皆さまに改めてお知らせをいたします。

以上で、報告第2号「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

これですべての案件について審議は終了したいと思います。そのほか、事務局から何かありますか。

(本間課長)

次回の開催日につきましては、今後、制度改正などの動きを見ながら、事務局より日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

(斉藤会長)

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。